

申請様式を提出される組合員(医師)准組合員(従業員)の方へ

個人番号(マイナンバー)確認書類について

平成28年1月1日からの社会保障・税番号制度の開始に伴い、医師国保組合の諸手続きにおいて、個人番号を記載した申請様式の提出が必要になります。

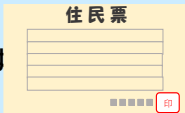
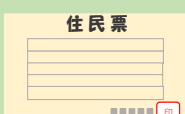
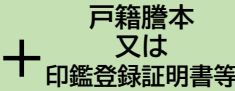
また、書類提出時には、厳格な本人確認(個人番号の確認等)が義務付けられており、本人確認書類を医師国保組合に提出していただく必要があります。(家族については、個人番号確認のみを行います。)

お手順をお掛けし申し訳ありませんが、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

組合員(医師)、准組合員(従業員)の方

「個人番号確認」と「本人確認」が必要ですので、**下記A～Cのいずれかのパターンの書類を提出**してください。

- 「住民票」は写し(コピーは不可)の提出となります。
- 個人番号付きの住民票の写しについては、**発効日から6カ月以内**のものとしします。また、申請者本人の個人番号が記載されている住民票の取得をお願いします。

	確認方法	個人番号(マイナンバー)確認	本人確認
A	通知カード 又は 番号付きの住民票 + 写真付きの本人確認書類 1点	通知カード  又は 番号付きの住民票 	運転免許証  又は パスポート 
B	通知カード 又は 番号付きの住民票 + 写真無しの本人確認書類 2点	通知カード  又は 番号付きの住民票 	年金手帳  + 戸籍謄本 又は 印鑑登録証明書等 
C	個人番号カード	個人番号カード【裏面】 	個人番号カード【表面】 

組合員(医師)、准組合員(従業員)の家族の方

「個人番号確認」のみ行いますので、**通知カードのコピー又は個人番号カードのコピー**を提出してください。